

第一歩を踏み出す前に

どこでも → 刑法（総論）

購入日から改訂版発売日までに限り有効

途中下車・引き返し可

(必要に応じて他の文献にあたったり、前の箇所を参照しながら読み進めましょう)



1. 古典的三大プロフェッション

〈古典的三大プロフェッション〉というものがある。古今東西を問わず社会的に高い評価を受けている3種の専門職である。どの職業がこれにあたると思うかと訊かれたら、あなたは何を挙げるだろうか。

職業に貴賤なしといわれるところでもあり、ある職業が職業として成り立っていること自体、それが継続的に社会に必要とされていることを示しているから、3つに限定せよといわれてもたしかに難しいのであるが、一般的には、〈医者〉、〈宗教家〉、そして〈法律家〉の3つであるとされている。

なぜこの3つなのか。それは、これらの職が昔から、人の最も基本的な部分が壊れないように予防し、壊れたときには治すという専門的な役割を担っているからである。医者は、人の身体を扱う。宗教家は、人の心に焦点をあてる。心と体は、それなしでは人が存立しえない要素である。では、法律家はどうか。これは、人と人との関係を対象にしている。人間関係も心と体と同様に、人が生きていくうえでなくてはならないものであるから、それが壊れたり壊れそうになったりしたときに——言い方を換えれば、紛争や事件が発生したときに——それを専門的に治し、解決する行為には、高い価値が認められているのである。

2. 人間関係を権利・義務で構成する法学

法律家が人間関係の修復業あるいは紛争解決業であるということは、そもそも法は人間関係を対象にするものであり、法学はそれについて専門的に探究する学問だということである。

ところで、人間関係を扱う領域は法に限られないが、法の特徴は、そのすべてを権利と義務の要素で構成するところにある。

たとえば、XがYの自動車を盗んだとしよう。もともとYが買った自動車なのであれば、その自動車に対してYは所有権を有しており、それを盗んで手元に置いているXに対してYは所有権に基づく返還請求権をもち、盗んだXはそれを返還する義務を負う。XがYを殴ってけがさせたという場合も同様である。YはXに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有し、Xは損害賠償の義務を負うということになる。

盗まれたものは返せといえる、あるいは、人にけがをさせたら治療費を払わなければならないという当たり前のことを、小難しく権利とか義務とかといった言葉で言い換えているだけだという印象をもたれがちであるが、そうではない。権利や義務は、その用語が重要なのではなく、どのような条件がととのったときにそれが発生するかが厳密に決められているところに（そして、さらにそれを強制的に実現できるところに）1つのポイントがある。これを〈法的要件〉と〈法的効果〉という。法学は、どのような〈法的要件〉が満たされたときに、どのような〈法的効果〉が生じるかを、専門的に学ぶ領域である。

3. 国家の刑罰権を扱う刑法

法の領域も、さらに性質の異なる分野に分けられる。さきほど挙げた例は、Xという私人とYという私人との間の紛争について、YがXに対して権利（所有権に基づく返還請求権や不法行為に基づく損害賠償請求権）を有し、XがYに対してその義務を負うというものだった。このような私人間の権利・義務しじんかんの関係を保うのは、





民法である。

これに対して、同じく私人と私人の間の紛争であっても、それに基づいて国と私人の間に権利・義務関係が生じることがある。上の例でいえば、Yの自動車を盗んだXには窃盗罪が成立し、YをけがさせたXには傷害罪が成立し、これらの場合、犯罪者Xに対する刑罰権が国に生じて、犯罪者Xは懲役刑や罰金刑といった刑罰を受ける義務を負う。このような国家刑罰権を扱うのが、刑法である。

したがって、刑法は、どのような〈法的要件〉、すなわち犯罪成立要件がととのったときに犯罪が成立して刑罰という〈法的効果〉が生じるかを定めた法であり、刑法学は、この犯罪成立要件と刑罰について明らかにしようとする学問分野である。

4. 刑事法のなかでの刑法総論の位置づけ

刑法学は、刑事法学と呼ばれる分野の一部である。ある人が誰かの利益を害したとして、そこに犯罪が成立するかどうかを扱うのが、刑法学である。その事件について捜査して刑事裁判にかけて判決を言い渡して、といった手続について検討するのが刑事訴訟法学である。そして、刑事手続が終了した後の犯罪者の処遇のあり方や、犯罪現象の統計的分析、犯罪の予防方法などを研究するのが、刑事政策学である。

それらの総体としての刑事法学の一部として位置づけられる刑法学であるが、その中には、犯罪の成立要件を扱う「犯罪論」と、犯罪が成立したときに科される刑罰を対象とする「刑罰論」とがある。一般的な刑法学のイメージとしては、犯罪の成立要件は法律の条文で厳格に定められているから、それは知識として覚える

ものであり、検討すべきなのは、刑罰とは何かとか、なぜ刑罰を科すことが許されるのかといったことである、ということになるだろうか。それも重要なではあるが、実際は、犯罪の成立要件は条文をみただけではわからない点だらけであり、そこには、まさに専門的に漕ぎ出すべき広大で深遠な世界が待ち受けている。それゆえ、大学の「刑法」と名のつく講義の大部分の時間は、犯罪の成立要件を明らかにする犯罪論にあてられる。本書で扱うのも、ほとんどが犯罪論である。

さらに、犯罪論も「総論」と「各論」に分けられる。「各論」は、個々の犯罪——殺人罪や傷害罪、監禁罪、住居侵入罪、窃盗罪、強盗罪、放火罪、文書偽造罪、偽証罪、収賄罪、そして秘密漏示罪（刑法 134 条。なぜここで秘密漏示罪だけ条文数を挙げるのかは、条文を読めばわかると思う）など——の成立要件を扱う分野である。これに対して、「総論」は、犯罪の種類の違いを越えて共通する犯罪の基本構造を扱う分野である。本書が対象にするのは、各種犯罪の共通構造を扱う「刑法総論」であり、正確にいえばそのなかでも特に「犯罪論の総論」である。

5. 刑法を学ぶことの意味

この社会はさまざまな問題にあふれており、われわれはそれらを解決し、よりよい社会を目指しながら生きている（はずである、または、そういうことになっている）。そして、問題の解決を図る際には、多様な観点からそれにあたることが重要である。すべての問題を政治的に解決しようとしたり、あるいは技術的に解決しようとしたりしても、うまくいかない。法は、人間関係が絡む問題を解決する視点の 1 つであり、法曹（裁判官・検察官・弁護士）や





その他の法律の専門職（パラリーガルなど）に限らず、法的解決の思考と技法を専門的に身につけている人は、広い意味での〈法律家〉として、ほかの分野の〈専門家〉と協働しながら、その専門性を活かして問題の解決にあたることが期待されている。法学部卒はつぶしが利くといわれてきたのも、社会の問題の多くは人間関係が絡んでおり、したがって、対処にあたっては法的観点が有用である場面が多いからであろう。重要なのは、法的知識（だけ）ではなく、法的観点から問題解決にあたるという専門性のある感覚と姿勢である。

刑法総論で犯罪の基本的な構造を学び、その理解に基づいて刑法各論で各種の犯罪ごとの成立要件を学び、さらにほかの法分野も学ぶことで、権利・義務により世界を構成し紛争を解決し人間関係を維持・修復する思考と技法と感覚を専門的に身につけて、社会の大空に〈法律家〉として羽ばたいていただきたいと思う。

6. 刑法総論を学ぶことの難しさ

刑法総論は、体系性が強い分野だといわれる。条文に書かれてはいないが、刑法を専門的に扱う者の共同体のなかで共有されている〈刑法体系〉によって規律されている部分が大きいのである。その〈刑法体系〉の何たるかをいったん感得してしまえば、全体のいわば地図が見えてくるので、個々の論点を深く学習していても迷子にならずにすみ、刑法の旅を楽しむことができる。これに対して、〈刑法体系〉のなかにとにかく飛び込んでみるということに成功しないと、学んでいることがどういうことなのかがまったくピンとこないという状態が続き、しかも、^{たち}質が悪いことに、専門家の間でも微妙に異なる複数の〈刑法体系〉が打ち立てられ

ていて、本によっても前提とする体系が異なったりするために、その体系性の強さが刑法への苦手意識を招いてしまうことにもなる。

したがって、重要だと思われるのは、専門家の間で共有されている、すでに理解している人向けの学問的な〈刑法体系〉の理論的順序で学習・教育することではなく、刑法の学習・教育という観点からみて合理的な順序で進めることである。

7. 本書の構成

そこで本書では、常識的にわかりやすい事柄からわかりづらい事柄へ、単純な題材から複雑な題材へ、基礎的な理論から応用的な理論へ、といった方向づけを強く意識し、全ページにわたって、そこまでに書かれたことと一般常識と通常の論理的思考力のみに基づき前だけを見て読み進められるように、注意した。

具体的には、まず1巡目として、

- (1)殺人罪や傷害罪といった特に専門的な知識を必要としない犯罪のみを題材として用いながら、最も基本的で単純な犯行形態である故意単独作為犯、すなわち、①1人で、②積極的な作為により、③故意に行為した場合を対象に、犯罪の構造の基本中の基本を説明し、
- (2)その①～③の要素のそれぞれについての若干の応用である、①'複数人による犯罪（共犯）、②'消極的な不作為による犯罪（不作為犯）、そして③'過失による犯罪（過失犯）を、極力、上記の基本形態とパラレルに解説するとともに、
- (3)例外的に犯罪が不成立とされる正当防衛や責任無能力などの問題を扱う。





そこまでで、刑法総論の骨格部分がすべて明らかになるので、犯罪の基本構造が理解されるはずである。

それを受けて、2巡目では、肉づけを行っていく。すなわち、

- (1) 1巡目で扱った論点のうちの重要なものについて、判例をみながら少々踏み込んだ検討をし、
- (2) 複数の項目が組み合わせられているために理論的に複雑になっている論点を解説し、
- (3) 實際上、理論的に少々無理をして例外的な処罰が追求されている場面を確認したうえで、
- (4) 犯罪の成立後と犯罪以前に関わる点についても述べる。

(なお、それだけであると、単に合理性のみを追求した面白みのないテキストになりかねないので、各ブロックの終わりには異色のコラムを配した。)

8. 本書の使い方

以上のような2部構成および各部における各項目の順序立て(さらにいえば、すべての項目が4頁または6頁であるという形式美をそなえたコンパクトさ)は、刑法総論の入門的教科書としては画期的なものである(という自負がある)。しかし、逆にいえば、各項目の扱われる順序が一般的な刑法総論の講義とは異なる順序なので、戸惑う向きもあるかもしれない。

さしあたりは、本書の少なくとも1巡目(それは100頁に満たない)をすべて独習したうえで講義に臨むという使い方が(事前に地図が得られるので)有効だと思われる。もちろん、2巡目も基本的には1人で読むだけで理解できると思われるし、そこに書かれているような内容は一般的な刑法総論の講義でも触れられるはず

である。そして、意外に網羅性も高いので、本書の全体を理解すれば、大学や担当教員の違いを問わず、刑法総論の単位は問題なく取得できるのではないかと思う（相性の問題もあるので、保証はしない）。

それではさっそく本論に入っていこう。



目次

1 巡目 さくさく

○単独犯の成立要件	1
I 犯罪の基本構造	2
1. 代表的な4種類の犯罪	
2. 客観的要件と主観的要件	
3. 刑法の条文との関係	
II 因果関係・その1	8
1. 因果関係の2つの要素	
2. 法的因果関係の中身	
3. 複数の原因がある場合	
III 因果関係・その2	14
1. 法的因果関係の拡張	
2. 因果関係についてのここまでのまとめ	
3. 因果関係の有無と成立する犯罪の種類	
IV 故意・その1	18
1. 意図と確定的故意	
2. 未必的故意, および, 故意と行為の同時存在の原則	
3. 犯罪事実の認識・認容	
4. 条文との関係	
V 故意・その2	24
1. 故意の2つの機能	
2. 故意と実行行為	

3.	結果についての故意責任①——方法の錯誤	
4.	結果についての故意責任②——因果関係の錯誤と客体の錯誤	
5.	故意と客観的要件の関係	
VI	未遂・その1	30
1.	未遂と既遂の関係	
2.	未遂犯の成立要件	
3.	未遂処罰の前倒し	
VII	未遂・その2	34
1.	危険の発生による前倒し処罰の限界	
2.	条文の文言との関係	
3.	未遂の処罰	
	刑法隠語① (38)	
●	共同正犯の成立要件	39
VIII	共同正犯の基本構造	40
1.	共同正犯の基本——一部実行の全部責任	
2.	共謀と共同実行	
3.	共同の故意としての共謀	
IX	共同正犯の因果性	44
1.	再び共同正犯と単独犯の対比	
2.	因果関係の中身——心理的因果性と物理的因果性	
3.	共犯の離脱／共犯関係の解消——因果性の遮断	
4.	共謀の射程——因果性の及び限界	
	刑法隠語② (50)	
●	犯罪成立の例外的な否定	51
X	違法性阻却の基本	52

1.	違法性の阻却	
2.	被害者の同意	
3.	緊急避難	
4.	生命・身体を侵害する場合の特殊な問題	
5.	その他の違法性阻却事由	
XI	正当防衛の基本	58
1.	正当防衛による違法性阻却	
2.	正当防衛の要件	
3.	他人のための緊急避難・正当防衛	
XII	責任阻却の基本	62
1.	責任の阻却	
2.	心神喪失	
3.	刑事未成年	
4.	超法規的責任阻却事由	
5.	責任阻却の原理	
	<small>かくしことば</small> 刑 法 隠 語 ③ (66)	
○	特殊な犯罪行為類型	67
XIII	不作為犯	68
1.	不作為犯と作為犯の比較	
2.	法的因果関係の起点としての作為義務違反	
3.	条件関係としての結果回避可能性	
XIV	過失犯	72
1.	過失犯の構造	
2.	過失犯の客観面	
3.	過失犯の主観面	
XV	狭義の共犯	76

1. 教唆の構造
2. 幫助の構造
3. 教唆・幫助における因果性の遮断と限界
4. 共同正犯と教唆の関係
5. 共犯と間接正犯の関係

2 巡目 ざくざく

○単一の項目を深める	83
I 因果関係の内容	84
1. 法的因果関係の2つの類型	
2. 法的因果関係の第3類型	
3. 危険の下限	
4. 結果回避可能性	
II 不作為犯における作為義務	90
1. 保障人的地位に基づく作為義務の発生根拠——判例	
2. 保障人的地位に基づく作為義務の発生根拠——学説	
III 被害者の同意	96
1. 総説	
2. 同意傷害における被害者の同意と違法性阻却の関係	
3. 被害者の錯誤	
4. 被害者の意思抑圧	
IV 正当防衛の前提状況	102
1. 急迫不正の侵害	
2. 正当防衛の前提状況が例外的に否定される場合	
3. 侵害の予期	

V	続・正当防衛の前提状況	108
	1. 侵害の自招	
	2. 侵害の自招による前提状況否定の例外的否定	
VI	正当防衛行為	112
	1. 防衛の意思	
	2. 防衛手段としての相当性	
	3. 過剰防衛とその限界	
VII	故意	118
	1. 故意の認識対象——事実の認識と意味の認識	
	2. 未必の故意の認定	
	3. 故意の種類	
VIII	過失	124
	1. 過失犯処罰の特徴	
	2. 道路交通事故と信頼の原則	
	3. 火災事故と管理過失	
	刑法隠語 ^{かくしことば} ④ (128)	
○	複数の項目を組み合わせる	129
IX	早すぎた／遅すぎた構成要件実現	130
	1. 因果関係の錯誤の特殊な場合	
	2. 遅すぎた構成要件実現	
	3. 早すぎた構成要件実現	
X	誤想防衛・誤想過剰防衛	134
	1. 誤想防衛	
	2. 誤想過剰防衛	
	3. 若干の補足	
XI	共犯と違法性阻却事由	138

1. 正当防衛と新たな共謀	
2. 共犯における違法性阻却の連帯性	
3. 共犯における違法性阻却の個別性	
XII 過失犯の共同正犯	142
1. 共同正犯処罰の機能	
2. 過失犯の共同正犯	
刑法隠語⑤ (146) <small>かくしことば</small>	
○ 例外的な処罰を追求する	147
XIII 因果性要件の緩和	148
1. 承継的共犯	
2. 同時傷害の特例	
XIV 危険要件の緩和	152
1. 未遂犯の拡張——現実的危険から仮定的危険へ	
2. 方法の不能と客体の不能	
XV 主観的要件の緩和	156
1. 抽象的事実の錯誤における故意犯の拡張	
2. 原因において自由な行為	
刑法隠語⑥ (160) <small>かくしことば</small>	
○ 犯罪成立前後のはなし	161
XVI 犯罪成立後の刑の減免事由	162
1. 中止減免の概要	
2. 中止行為	
3. 中止行為の任意性	
XVII 罪数	168
1. 罪数とは	

	2. 4種の罪数関係	
	3. その他の罪数関係	
XII	刑法の基本原則	172
	1. 刑法の3原則	
	2. 罪刑法定主義	
	3. 類推解釈の禁止	
XIII	刑法の基礎理論	176
	1. 刑罰の正当化根拠	
	2. 手段としての刑罰の性質	
	3. 刑法の目的・任務	
	4. 失敗し続ける刑法？	
	刑法隠語 ^{かくしことば} ⑦ (182)	
XIV	あとがき	183
	索引	185

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。



1 巡目

さくさく

単独犯の成立要件



犯罪の最も基本的な類型は〈単独犯〉である。このブロックでは、その成立要件をみていく。



I 犯罪の基本構造

はんざいのきほんこうぞう

1. 代表的な 4 種類の犯罪

本書では、具体的な事例を示しながら、どのような行為に犯罪が成立するのかを解説する。常識で判断できる次のような事例から始めよう。

事例₁01 Xは、日ごろから罵倒され恨みを募らせていた上司のAを殺害しようと考え、包丁でAの腹部を刺した。その場に倒れたAは間もなく失血死した。

事例₁02 Xは、日ごろから罵倒され恨みを募らせていた上司のAを殺害しようと考え、包丁でAの腹部を刺した。その場に倒れたAは、通行人が呼んだ救急車で病院に搬送され、緊急手術を受けて一命を取りとめた。

事例01では、XはAを殺そうとして現に殺しているから、XにはAに対する㊸殺人罪が成立し、事例02では、XはAを殺そうとして失敗しているから、XにはAに対する㊹殺人未遂罪が成立する。何も難しいことはない。

では、次のような場合はどうだろうか。

事例₀₃ Xは、Aと口げんかになり、かっとなってAを突き飛ばした。Aはその場で転倒し、手首を骨折した。

事例₀₄ Xは、Aと口げんかになり、かっとなってAを突き飛ばした。Aはその場で転倒して頭を打ち、搬送先の病院で脳出血により死亡した。

少し難しいかもしれないが、結論からいえば、事例03では、XにはAに対する㉓傷害罪が成立し、事例04では、XにはAに対する㉔傷害致死罪が成立する。暴行を加えて被害者が傷害を負うと傷害罪になり、さらに被害者が死亡すると傷害致死罪になるという関係である。こちらも、よく目にする名称であるし、中身も自然と理解できるのではないだろうか。

さて、いま登場した、㉑殺人罪、㉒殺人未遂罪、㉓傷害罪、そして、㉔傷害致死罪という4つの犯罪類型について、相互の関係をみていこう。

第1に、㉑殺人罪と㉒殺人未遂罪に共通するのは、殺意、すなわち、殺人の故意があるということである。これに対して、㉓傷害罪と㉔傷害致死罪では、殺人の故意はなく、暴行を加える、あるいは、傷害を負わせるという故意しかない。

第2に、㉑殺人罪と㉔傷害致死罪では、いずれも被害者が死亡している。これに対して、㉒殺人未遂罪と㉓傷害罪では被害者の死亡結果が発生していない。

そうすると、この4つの犯罪類型は、(1)殺人の故意の有無と、(2)死亡結果の有無という2つの基準の組合せで区別することができる。つまり、





殺人の故意があり、かつ、死亡結果があれば、殺人罪
殺人の故意があり、かつ、死亡結果がなければ、殺人未遂罪
殺人の故意がなく、かつ、死亡結果があれば、傷害致死罪
殺人の故意がなく、かつ、死亡結果がなければ、傷害罪

ということになる。

2. 客観的要件と主観的要件

上でみたように、殺人罪が成立するためには、(i)死亡結果と、(ii)殺人の故意の両方が必要である。このうち、(i)死亡結果の方を客観的要件、(ii)殺人の故意の方を主観的要件とよぶ。主観的要件は行為者の頭の中の問題であり、客観的要件はそれ以外の外界に関するものである。犯罪の成立要件は、それが何罪であれ、客観的要件と主観的要件からなる。

これをより詳しくみるために、次の事例で X に殺人罪が成立するかどうかを考えてみよう。

事例_下 05 X は、日ごろから罵倒され恨みを募らせていた上司の A を殺害しようと考え、お歳暮の品のように見せかけて、毒入りのワインを A 宅に送った。A はワインを受領したが、それを飲む前に持病が悪化し、心臓発作で死亡した。

事例 05 では、X に殺人の故意があり、A は死亡している。しかし、X に殺人罪が成立しないことは明らかであろう。X はたしかに A を殺そうとはしたが、現に A を殺したとはいえないからである。X には、せいぜい殺人未遂罪が成立するととどまる。

殺人罪が成立するためには、殺人の故意と死亡結果があるだけ

では不十分であり、殺人の故意をもって行われた行為と死亡結果との間に因果関係がなければならない。つまり、行為と死亡結果の間の因果関係も、殺人罪の客観的要件の1つである（そして、そこですでに当然の前提となっていることであるが、因果関係の起点となる行為が存在することも、殺人罪の客観的要件である）。

したがって、殺人罪の成立要件は次のようにまとめることができる。

[殺人罪]

客観的要件——①行為

②死亡結果

③行為と死亡結果の間の因果関係

主観的要件——④殺人の故意

このような、①行為、②結果、③因果関係、④故意という要件は、基本的に犯罪の種類の違いを超えて共通するものである。何罪かによって異なるのは、上の□で囲った部分だけである。たとえば、すでに出てきた傷害罪や傷害致死罪についてみれば、次のようになる。

[傷害罪]

客観的要件——①行為

②傷害結果

③行為と傷害結果の間の因果関係

主観的要件——④傷害の故意





[傷害致死罪]

客観的要件——①行為

②死亡結果

③行為と死亡結果の間の因果関係

主観的要件——④傷害の故意

3. 刑法の条文との関係

さて、以上でみたような各犯罪の成立要件は、どこに書かれているのだろうか。刑法の条文をみてみよう。たとえば、殺人罪であれば、それを規定しているのは刑法 199 条である。

(殺人)

199 条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。

199 条には「殺人」というタイトルがついていて、それが殺人罪についての条文であることを示している。そして、殺人罪の成立要件を定めているのは「人を殺した」という前半部分であり、殺人罪が成立した場合における法的効果としての刑罰の内容を定めているのが「死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する」という後半部分である。

これをみれば明らかのように、刑法の条文に、「殺人罪が成立するためには、行為と、死亡結果と、その間の因果関係が必要である」と直接書かれているわけではない。「人を殺した」という条文の表現から、上でみたような成立要件が解釈によって導かれていることになる。

前に述べたように、行為と死亡結果との間に因果関係がなければ「人を殺した」といえないことは明らかであるから、因果関係が必要であることは解釈によって導かれる、という大げさにきこえるかもしれない。しかし、どのような場合に因果関係が認められるのか、とさまざまな具体的な事例をもとにして細かく検討し始めると、話はそれほど簡単でないことがわかる。そのことを示すのが、本書の目的の1つである。

それに関係するけれども本書では扱われない例を挙げておこう。殺人罪の成立要件の1つとして死亡結果があるが、これは具体的にはどのような内容だろうか。周知のとおり、脳死は人の死かという議論がある。被害者が脳死状態に陥ったが心臓はまだ動いているという場合、殺人罪や傷害致死罪における死亡結果を認めてよいだろうか。これは、条文の表現からただちに結論が導ける話ではない。傷害罪における傷害結果も同様である。被害者の髪の毛や爪を勝手に切ったり、被害者を気絶させたりしたような場合に、傷害結果を生じさせたといえるだろうか。

これらは、それぞれの犯罪類型に特有の問題であるので、各犯罪類型の成立要件を個別に検討する刑法各論で扱われることになる。これに対して、本書が対象にしている刑法総論は、犯罪類型の違いを超え共通して認められる犯罪の基本構造を扱う分野である。そこで、以下では、客観的要件のうち因果関係と、主観的要件としての故意について、若干詳しくみていくことにしたい。



● 著者紹介

和田俊憲 (わだ・としのり)

昭和50年5月 東京で生まれる
昭和63年4月 筑波大学附属駒場中学校鉄道研究同好会入会
平成10年3月 東京大学法学部卒業
平成10年4月 東京大学助手
平成13年7月 北海道大学助教授
平成18年9月 慶應義塾大学助教授
平成25年4月 慶應義塾大学教授
平成25年11月 『鉄道と刑法のはなし』(NHK 出版)
平成27年12月 『ひとりで学ぶ刑法』(有斐閣, 共著)
平成29年3月 『刑法演習ノート〔第2版〕』(弘文堂, 共著)
平成31年3月 『刑法ガイドマップ〔総論〕』(信山社, 共著)

どこでも刑法 #総論

Lernu kriminalan juron ie ajn.

令和元年10月10日 初版第1刷発行

著 者 和 田 俊 憲

発 行 者 江 草 貞 治

発行所 株式会社 有 斐 閣

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03) 3264-1314 (編集)
(03) 3265-6811 (営業)
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・大口製本印刷株式会社

© 2019, Toshinori Wada. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-13939-8

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。